

## 低アルコールリキュール等の特定の事項の表示に関する自主基準

平成14年 4月23日制定  
平成18年 7月25日改正  
平成18年11月16日改正  
平成22年11月16日改正  
平成26年10月10日改正  
平成28年 7月26日改正  
日本洋酒酒造組合

(目的)

**第1条** この自主基準(以下「基準」という。)は、低アルコールリキュール等の取引について行う表示のうち、果汁の使用割合、商品名等の表示に関する事項を定めることにより、一般消費者における低アルコールリキュール等と清涼飲料等の酒類以外の飲料(以下「清涼飲料等」という。)との誤認を防止すること、及び、一般消費者の適正な商品選択を保護し不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。

(定義)

**第2条** この基準で「低アルコールリキュール等」とは、酒税法(昭和28年法律第6号)第3条第21号に規定するリキュール並びに同条第20号に規定するスピリッツのうち、アルコール分10度未満のものをいう。

2 この基準で「事業者」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)第2条第2項に規定する酒類製造業者のうち、低アルコールリキュール等を製造して販売する者をいう。

3 この基準で「表示」とは、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第2条の規定により景品類及び表示を指定する件(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第2項各号に規定するものをいう。

(果汁の使用割合の表示)

**第3条** 事業者は、低アルコールリキュール等の商品に果汁(野菜の搾汁(野菜汁)を含む。以下同じ。)を使用している旨を表示している場合には、果汁の使用割合を低アルコールリキュール等についての商品名を表す文字と同一視野に合計で「果汁〇〇%」(又は、個々に果汁の元となる果実(野菜を含む。以下同じ。)名を付して「〇〇(果)汁〇〇%」、「〇〇(野菜)汁〇〇%」)と表示する。

(注)1 この基準において「果汁の使用割合」とは、果汁を使用して製造した低アルコールリキュール等の製品の重量に占める同製品の製造に使用した果汁の重量の割合をいう。この場合、原料として使用した果汁の使用量は、低アルコールリキュール等の製品の製造に使用するときの状態の重量によるものとし、濃縮度が明らかな場合は、濃縮前の重量によることができる。

2 「果汁を使用している旨の表示」は、文字による果汁及び果実使用の旨の表示並びに果実の絵、写真等の表示をいう(次項において同じ。)

3 複数の種類の果汁を使用している場合は、使用している果汁の合計により果汁の使用割合を表示する。この場合、個々の果汁ごとに使用割合を表示することもできる。

4 本条でいう果汁の使用には果実の浸漬酒の使用は含まない。

なお、果汁の使用割合の表示とは別に「果実の浸漬酒使用の旨」を表示することは差し支えない。

2 事業者は、低アルコールリキュール等の商品に果汁を使用している旨を表示している場合で、果汁を含まないものにあつては「無果汁」と表示する。

ただし、果実の浸漬酒を1パーセント以上含むものについては、この限りではない（この場合は、果実の浸漬酒使用の旨を表示する。）。

3 果汁の使用割合の表示の単位はパーセントとし、次により表示する。

(1) 原則として〇〇%のようにパーセント位で表示する。この場合、パーセント位未満は切り捨てる。

(2) 果汁の使用割合が5パーセント未満の場合は、〇.〇%のように少数点以下1位まで記載することができる。この場合は、小数点以下2位は切り捨てる。

4 果汁の使用割合を表示する文字の大きさは、容器の容量により次のとおりとする。

ただし、酒類の品目及びアルコール度数を表示する文字の大きさを超えないこと。

350ml未満 7.5ポイント活字以上

350ml以上 10.5ポイント活字以上

#### (商品名)

**第4条** 事業者、低アルコールリキュール等の商品名の名付け及びその表示方法に当たっては次による。

(1) 商品名に使用する用語の使い方と配列、文字の大きさのバランス等に配慮し、清涼飲料等との誤認の防止に努める。

(2) 清涼飲料等との誤認を防止するため、「果汁」の用語を使用するときは、例えば、「〇〇果汁のお酒」、「〇〇果汁のチューハイ」等のように酒類であることがめいりょうに分かる商品名に果汁の用語を使用する場合に限り行うことができる。

この場合、当該商品名の表示は分離することなく一体になっていなければならないものとし、また、「果汁」の用語を末尾に置く商品名は、使用しない。

#### (果実の絵、写真等の表示)

**第5条** 事業者は、低アルコールリキュール等の取引に関し、果実の絵、写真等を表示するときは、清涼飲料等との誤認を防止するため、果実の絵、写真等の大きさは他の表示事項とバランスのとれたものとし、色彩、絵柄等の表示方法にも配慮する。

なお、缶容器への果実の絵・写真等の大きさは、表示可能面積（側面展開図）のどこの180°をとっても4分の1（25%）以下とする。

#### (酒マーク等の表示)

**第6条** 事業者は、日本洋酒酒造組合（以下「組合」という。）が別に定める「低アルコールリキュール等の酒マークの表示等に関する自主基準」に基づき低アルコールリキュール等に酒マークを表示する。

なお、次の場合は、同自主基準第4条(3)に定める「表示場所」に係わらず、商品名（例えば、ラベルにおいて、一般的に商品名と認められる一番大きな文字で表示しているもの（以下同じ。））に近接して「酒マーク」を鮮明に表示する。更に、その際の「酒マークの「お酒」の文字の大きさ」は、同自主基準第4条(2)「酒マークの「お酒」の文字の大きさ」に定める文字の大きさを超える大きさで表示する。

① 清涼飲料等（サイダー、コーラ等）を示す名称を酒類の商品名として使用する場合

② 清涼飲料等商品の商品名を酒類の商品名として使用する場合

#### (消費者に誤認される表示の防止)

**第7条** 事業者は、低アルコールリキュール等の取引に関し、次の各号に掲げる表示はしない。

(1) 客観的根拠に基づかない天然、自然、生、新鮮、フレッシュ等の表示

- (2) 純正、純粹、ピュア等の表示
- (3) 医薬品のような効能を表す表示
- (4) 最高、最高級、最良（ベスト）等業界における最上級を意味する表示
- (5) 客観的根拠に基づく具体的な数値又は根拠がないのに日本一、第一位、当社だけ、他の追随を許さない、代表、いちばん等唯一性を意味する表示

**（表示上の注意事項）**

**第8条** 事業者は、次のような表示は行わない。

- (1) 過剰な飲酒を勧めるような表示
- (2) 一気飲み等短時間の中に多量に飲酒することを勧めるような表示
- (3) 酒類でないものと誤認されるおそれのある表示
- (4) 自己の製造し販売する低アルコールリキュール等の内容について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者にかかるものよりも著しく優良であると誤認されるおそれがある表示

**（色調、デザインの表示上の注意事項）**

**第9条** 事業者は、第6条のなお書きの②の場合、容器及び包装への表示に際しては、色調やデザイン等に配慮し、清涼飲料等との誤認・誤飲防止に努める。

**（基準の運営）**

**第10条** 当組合は、この基準の目的を達成するため、この基準の周知徹底、相談及び指導に努め、組合員の製造する低アルコールリキュール等の表示に関し、この基準に照らして問題となる事案が発生した場合には、当該組合員に対し、当組合名をもって問題の是正について注意を促すことができる。

この場合、必要に応じ関係官庁と協議する。

**附 則**

1 この基準は、平成14年5月1日から施行する。

ただし、第3条から第7条までの規定は、施行日に既に容器詰されている製品については適用せず、また、既存の容器、ラベル等の在庫量及び準備の都合等から、施行日後に実施することもできる。

なお、その場合は施行日後できるだけ早い時期に実施する。

2 低アルコール度リキュール類以外の酒類についてこの基準により表示することは差し支えない。

なお、低アルコール度リキュール類以外の酒類で低アルコール度リキュール類に類似するものについては、この基準に準拠して表示するよう努める。

3 当組合の組合員が海外で製造された低アルコール度リキュール類（上記附則第2項の酒類を含む。）を輸入し、自己の商標を付して販売する場合は、この基準に準拠して表示するよう努める。

**附 則**

この基準は、平成18年11月1日から施行する。

なお、施行日までに実施できない場合は、施行日後早急に実施するよう努める。

**附 則**

この基準は、平成18年12月7日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成 22 年 11 月 16 日から施行する。

なお、施行日までに実施できない場合は、施行日後早急を実施するよう努める。

#### 附 則

1 この基準は、平成 28 年 7 月 26 日から施行する。

なお、施行日までに実施できない場合は、施行日後早急を実施するよう努める。

2 低アルコールリキュール等以外の酒類についてこの基準により表示することは差し支えない。

なお、低アルコールリキュール等以外の酒類で低アルコールリキュール等に類似するものについては、この基準に準拠して表示する。

3 当組合の組合員が海外で製造された低アルコールリキュール等(上記附則第 2 項の酒類を含む。)を輸入し、自己の商標を付して販売する場合は、この基準に準拠して表示するよう努める。